

## 野田市水道事業告示第3号

地方自治法第231条の2の3の第1項（昭和22年法律第67号）及び野田市水道事業会計規則（平成26年野田市水道事業規定第1号）第19条の2の規定に基づき、指定納付受託者を指定したので、地方自治法第231条の2の3の第2項の規定により告示します。

令和5年3月31日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入  
水道料金及び下水道使用料
- 3 指定期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで